

お知らせ

国では、令和3年4月1日付けで、大阪府を「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されました。大阪府では、国の公示を受け、令和3年4月1日（木）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催し、府民に対して、令和3年4月5日から5月5日までの間、前回の要請に加え、新たに「営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りをしないこと」、「大阪市内における不要不急の外出・移動自粛」、「府外への不要不急の外出・移動の自粛」されています。また、大阪市内の飲食店等に対しては、20時までの営業時間短縮を要請するとともに、大阪市の飲食店に対しては、引き続き、21時までの営業時間短縮を要請されています。

本市では、公共施設のご利用にあたり、引き続き、適切な感染防止策等の実施を条件としておりますので、お知らせいたします。

なお、ご利用の皆さまには、府内での感染状況に十分ご留意いただくとともに、業種別ガイドラインをはじめ、本施設の感染拡大予防ガイドラインや、ご利用にあたってのチェックリストを必ず守っていただきますようお願い申し上げます。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。